

一般社団法人日本 AGG 連盟 JFAGG

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款「第2章 社員」の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の会員になろうとするものは、所定の会員入会申込書を提出しなければならない。

- 2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会が決定する。
 - ①本会の目的に賛同し、定款及び本会員規定に該当するものであること。
 - ②本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
 - ③反社会的勢力に属するものでないこと。
- 3 理事会において入会の可否を決定したときは、所定の会員登録連絡書により、入会申込者に通知しなければならない。
- 4 入会者は、会員名簿に登録しなければならない。

(会員種別)

第3条 本会の目的に賛同し、定款の規定により入会する会員は、この法人の社員となる。

(会員の権利と義務)

第4条 本会の会員は次の権利を有する

- ①総会が定款第4章第17条の規定により代表理事または理事候補者を推薦する場合において協力をもとめたとき、その求めに応じる権利。
 - ②本会が会員のみを対象に行う意見募集に応募する権利。
 - ③本会が行う会員を支援する事業を利用する権利。
 - ④本会が保有する情報のうち、本会が提供を認めた情報を利用する権利。
- 2 本会の会員は次の義務を有する。
 - ①定款第3章第10条の規定により、定時社員総会および臨時社員総会への出席しなければならない。
 - ②本会の会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員規定第9条に定める年会費を期日までに納入しなければならない。

(入会日)

第5条 理事会において入会を承認された日をもって入会日とする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第6条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は、遅延なく理事会が別に定める変更届を事務局に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金)

第7条 会員は、30,000円を入会金として納入しなければならない。

(入会金の納期)

第8条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

2 設立初年度(2019年)また次年度(2020年および2021年度)の会員については、入会金を納めることを要しない。ただし、再入会する場合を除く。

3 個人会員については、入会金を納めることを要しない。

(会費)

第9条 会員は、会費(年額)30,000円を納入しなければならない。

2 個人会員については、会費を納めることを要しない。

(会費の納期)

第10条 会員は、毎事業年度、原則として1月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合に限り、納期を変更することができる。

(会費滞納の処置)

第11条 定める納期までに会費を納入しなかった会員に対し、督促する。

(会員資格の喪失)

第12条 前条の手続を経てもなお会費を滞納する会員は、特別の事情がない限り、納入期限から2年を過ぎた時点で、定款第10条の定めにより会員資格を喪失する。

(退会事由及び手続)

第13条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第2章第9条の定めにより、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第14条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

この法人に入会を希望する全ての法人、団体又は個人会員

(1) 入会に際しての誓約

「入会後は、貴会の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 法人、団体又は個人名、所在地、代表電話番号及びFax 番号

(3) 代表者氏名、役職

(4) 事務連絡者(氏名、所属部署、役職名、電話番号、Fax 番号及びE メールアドレス)

(5) 会費請求書、資料等の送付先

ここに記するJFAGG会員規程は2022年1月1日より施行とする